

◎ 東京都公安委員会告示第 94 号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成 18 年 4 月 19 日東京都公安委員会規則第 7 号。以下「規則」という。）第 5 条ただし書の規定による東京都公安委員会が定める方法は、次のとおりとする。

令和 4 年 3 月 14 日

東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

規則第 5 条ただし書に規定する方法は、別表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、規則第 4 条第 2 項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する方法とする。

別表

法令	条項
行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）	第 20 条第 2 項（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 104 条の 2 に規定する聴聞における当事者又は参加人による証拠書類等の提出に限る。）
遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）	第 17 条
	第 20 条第 3 項
	第 21 条第 2 項
遺失物法施行規則（平成 19 年 国家公安委員会規則第 6 号）	第 5 条第 1 項
	第 26 条
道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）	第 45 条第 1 項
	第 49 条の 5
	第 74 条の 3 第 5 項
	第 78 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項

	第 104 条第 2 項（運転免許の取消し処分又は運転免許の効力を 90 日以上停止する処分に係る者又はその代理人による証拠の提出に限る。）
道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）	第 5 条第 1 項
	第 8 条第 1 項
	第 8 条の 5 第 1 項
自動車運転代行業の業務の適性化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）	第 8 条第 1 項
警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)	第 9 条（その主たる営業所が道府県に所在する警備業者が、東京都の区域内で警備業務（警備業法施行規則（昭和 58 年総理府令第 1 号）第 14 条に規定する警備業務を除く。）を行おうとするときの届出書の提出に限る。）
	第 10 条第 1 項
	第 16 条第 2 項及び第 3 項
	第 17 条第 2 項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）	第 10 条第 3 項
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）	第 7 条第 1 項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）	第 17 条第 1 項